



第 32 回

手形・小切手について(3)

今回は、手形不渡りと遡求について説明します。

手形の不渡りの種類

支払のため呈示期間内に手形を呈示したが、支払銀行で支払を拒絶されることを「手形の不渡り」といいます。

不渡りの事由には以下の3つがあります。

- ①第1号不渡り
資金不足、取引無し
- ②第2号不渡り
契約不履行(振出人が、手形受取人の契約不履行を理由に手形の支払を拒絶することです)、詐欺、盗難、偽造、変造、印鑑相違、金額欄記載方法相違、約束手形用紙相違
- ③第3号不渡り

形式不備、裏書不備、呈示期間経過後など

銀行取引停止処分

手形振出人が、第1号不渡りや第2号不渡りを出した後、直ちに手形金額と同額の「異議申立預託金」を銀行に預けないと、不届届が手形交換所に出されません。

不届届を出された者が、6か月以内に2回目の不渡りを出すと、銀行取引停止処分(不渡処分)となります。

同処分を受けた者は、手形交換所に加盟しているすべての銀行と2年間当座勘定取引や貸付取引ができなくなります。ほとんどの場合に、倒産ということになります。

遡求(償還請求)

所持していた手形が不渡処分となったとき、所持人はどうすれば良いのでしょうか。

そこで行われるのが、遡求権(「償還請求権、以下「遡求権」という)の行使です。「遡求権

とは、手形所持人が呈示期間内に支払のための手形呈示をしたにもかかわらず、支払を拒絶されたときに、同手形の裏書人に対して手形金の請求をすることができる権利です。

前回述べたように、手形は、振出人↓受取人⇨第1裏書人↓(第1裏書人の)被裏書人⇨第2裏書人↓(第2裏書人の)被裏書人…というように、転々譲渡されるものです。

手形が不渡となったときは、手形所持人は、その手形の裏書人となった者すべてに対して、手形金額を支払えと請求が出来るということになります。これが「遡求」です。すなわち、裏書人は、手形所持人に対して、連帯債務に類似する義務を負っていることとなります。

そして、この遡求に対して手形金額を支払った裏書人は、自分より前の裏書人に対して、同金額を支払えと請求できます。これを「再遡求」といいます。

遡求の条件

手形所持人が遡求権を行使す

るためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ①支払のための適法な呈示がなされていること。
- ②支払を拒絶されたこと。
- ③遡求権が消滅時効に係っていないこと(消滅時効は満期日から1年です)。

遡求の通知

遡求をするためには、あらかじめ遡求義務者に対して、遡求の通知をしておかねばなりません。遡求義務者に対して資金の準備をさせるとともに、遡求金額が増大しないように(満期日から年6分の利息が発生)自ら進んで償還する機会を与えるためです。

当通知は、通常は支払呈示の日に次ぐ4取引日内に直接の裏書人に対して行います。通知を受けた裏書人は通知を受けた日に次ぐ2取引日内に自己の直前の裏書人に通知をすることになります。

手続がいろいろありますので、手形不渡を受けた場合は弁護士なりに相談してください。

お気軽にご相談ください

契約書 債権回収 労務問題
 知的財産 倒産・再生 顧問契約

所長 山下江 検索 企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

◆相談料：30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
 ◆交通事故初回1時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27上八丁堀ビル 703
 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695

山下江法律事務所
 Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

中四国最大級！機動力と総合力で企業トラブルを解決！